

議案第 三十二号

三朝町火災予防条例の一部改正について

次のとおり三朝町火災予防条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年 二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町条例第 号

三朝町火災予防条例の一部を改正する条例

三朝町火災予防条例（昭和三十七年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一号中「又は火災」を「又は火災」に改める。

第四十九条第一項中「五千元」を「二万円」に改め、同条第二項中「三千元」を「一万五千元」に改める。

別表第一十三中「公衆に」を「公衆の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和四拾五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

